

障害福祉制度が変わります

4月1日から障害福祉制度が変わりました。変更のあった事業と変更点を下の表に示します。ご利用になる場合は、ご注意ください。
問い合わせ先 障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767

土砂災害（特別）警戒区域が追加指定されました

（国道路河川課、県湖東地域振興局建設管理部管理調整課）

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」が、市内の3か所を追加指定されました。（およその場所は左の地図のとおり）



※①は「土石流」を、②は「急傾斜地の崩壊」を表します。

このうち「土砂災害警戒区域」に指定されると、市が警戒避難体制の整備を図ります。また、「土砂災害特別警戒区域」では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転の勧告が行われたりします。詳しくは左記までお問い合わせいただくか、彦根市ホームページ「国道路河川課」をご覧ください。
問い合わせ先 国道路河川課 ☎30-6122番、FAX

農業濁水を流さないで田植え前の強制落水は絶対によめましょう

（市農林水産課）

代かきや田植えの時期が近づいてきました。農家の皆さんには忙しい時期です。この時期、農作業による濁水が流出すると、びわ湖の水質を悪化させ、魚など、生き物が住みにくくなります。「環境こだわり農業」を目指して、近江米生産者としての自覚を持ち、濁水を流さない農業を実践しましょう。
◆けい畔の点検、あぜ塗り、またはあぜシートを設置しましょう。

◆代かきは浅水で行い濁水を流さないようにしましょう。
◆田植え前の強制落水は絶対にやめましょう。
問い合わせ先 市農林水産課 ☎30-6118番、FAX 24-9676番

母子健康手帳および母子健康手帳別冊の交付

（市健康管理課）

妊娠が分かったら、母子健康手帳をもらいましょう。妊娠中の健康管理や出産、育児の記録に役立ててください。
交付場所 市健康管理課（平田町・福祉保健センター内）
交付時間 毎週水曜日（祝日は除く）の午前8時30分～正午。保健師が対応し、ご相談にも応じます。
※都合の悪い場合は、市健康管理課、市市民課、支所、各出張所で、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）に手続きできます。

◆人は申し出て下さい。
問い合わせ先 市健康管理課 ☎24-0816番、FAX 24-5870番

「広報ひこね」などの配布に関するお知らせ

（市総務課）

「広報ひこね」を始めとする市からの全戸配布文書は、「広報ひこね」4月15日号分から、自治会への加入の有無や住民登録の有無などにかかわらず、市内の全戸と事業所（原則として配布を希望する事業所）に、自治会または彦根市シルバー人材センターを通じて配布しています。

問い合わせ先 市まちづくり推進室 ☎30-6117番、市総務課 ☎30-6100番、FAX 22-1398番

新会員の受付を終了します

（ファミリーサポート・センター）

ファミリーサポート・センターは、仕事と家庭生活の両立を支援するため、現在、育児援助活動と介護援助活動を行っています。今回事業の見直しを行い、介護援助活動を8月31日で終了します。これに伴い、介護援助活動

「ご注意ください」祝日のごみ収集

（市清掃センター）

4月、5月は、国民の祝日が多くなります。ごみの収集日に注意してください。詳しくは、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

※左の表の3日とも、市清掃センターへの直接搬入はできません。
問い合わせ先 市清掃センター管理課 ☎22-2734番、FAX 24-7787番

	収集の有無
4月29日(火・祝)	収集なし
5月5日(月・祝)	収集なし
5月6日(火・振)	収集あり

変更後

対象者	平成20年3月末までに制度加入している掛金を納入している人（平成20年4月1日以降制度加入分は助成制度対象外）
助成内容	助成内容 掛金1口目の額 1/3 掛金2口目の額 1/3

変更前

（1）心身障害者扶養共済掛金助成事業

対象者	心身障害者扶養共済制度に加入し掛金を納入している人
助成内容	掛金1口目の額 1/2 掛金2口目の額 1/3

（2）自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業

変更点は、「広報ひこね」4月1日号5ページをご覧ください。

（3）地域生活支援事業関係

①移動支援事業

1か月あたり支給上限時間	視覚障害（ガイドヘルプ）30時間 上記以外 20時間	1か月あたり支給上限時間	視覚障害（ガイドヘルプ）50時間 上記以外 30時間
--------------	-------------------------------	--------------	-------------------------------

②日中一時支援事業

事業	対象者	利用者負担
日中一時支援事業 介護型 日中一時支援事業 楽しみ型	日中一時支援事業 介護型 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する者 ②障害児教育諸学校に在学中である者 日中一時支援事業 楽しみ型 上記各号のいずれかに該当する18歳以下の人	日中一時支援事業 介護型 3時間以内 300円 3時間超6時間以内 450円 6時間超7時間以内 600円 以降、1時間ごとに75円を加算 日中一時支援事業 楽しみ型 1人1回あたり 500円
日中一時支援事業 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する者 ②障害児教育諸学校に在学中である者 ③小学校または中学校において特別支援学級に在籍する者	日中一時支援事業 3時間以内 300円 3時間超4時間以内 450円 4時間超 675円 長期休暇支援事業 1人1回あたり 675円	

③住宅改修給付事業

対象者	下肢・体幹・脳病性移動障害の3級以上（ただし、特殊便器取替えは、上肢2級以上）	対象者	○下肢・体幹・脳病性移動障害の3級以上（ただし、特殊便器取替えは、上肢2級以上） ○肢体2級以上、視覚障害1・2級、知的障害最重度・重度
給付回数	1回限り	給付回数	1住居につき基準額（200,000円）に達するまで（原則1割が自己負担）

（4）在宅重度障害者住宅改修費助成事業

助成内容	対象経費（上限700,000円）の2/3以内 ただし、上記③「住宅改修制度」が適用できる場合、対象経費から住宅改修費を控除した額の1/2以内	助成内容	対象経費（上限500,000円）の1/2以内
------	---	------	------------------------